【介護保険審査増減単位数通知書の対応について】

「介護保険増減単位数通知書」が届いた
※返戻ではありません

減単位されている
（事由B：給付管理票の実績を超えるもの）

対応①
給付管理票の単位数が誤っている場合⇒
居宅支援事業所に給付管理票の**修正**を依頼する。（請求明細書の再提出は不要）

給付管理票が修正されると「再審査決定通知書」が届く。
差額分の支払は給付管理票が修正された審査月翌月。

対応②
提出した明細書の単位数を多く請求していた場合⇒
居宅支援事業所が提出した単位数で決定されている。

明細書の再提出はしなくてもよい。
ただし、縦覧点検にて確認帳票が届くこともあるため、過誤申立し取下げをしてから訂正した明細書を再請求することを推奨。

0単位で決定されている
（事由A：給付管理票に実績が記載されていないもの）

対応③
居宅支援事業所に給付管理票の**修正**を依頼する。（実績を記載してもらう）
（請求明細書の再提出は不要）

給付管理票が修正されると「再審査決定通知書」が届く。
差額分の支払は給付管理票が修正された審査月翌月。